

# テレビオプション伝送サービス利用規約 【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日

2022年7月1日～

## 第1章 総則

第1条～第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～10 (略)	(略)
11 利用回線	当社のIP通信網サービス契約約款別冊（オープンコンピュータ通信網サービス）に規定する <a href="#">第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース1に係るものに限りま</a> <a href="#">す）若しくは</a> 第6種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー7に係るものに限りま <a href="#">す。</a> ）、IP通信網サービス契約約款別冊(NTT Com ひかり電話サービス)に規定する NTT Com ひかり電話サービス（コース2に係るものに限りま <a href="#">す。</a> ）、Universal One サービス契約約款（第1編）に規定する Universal One サービス（光一括提供型に係るものに限りま <a href="#">す。）の契約者回線</a> であって、テレビオプション伝送サービス契約に係るもの <a href="#">又は Universal One サービス契約約款（第6編）に規定するクローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリー2のクラス8に係るものに限りま</a> <a href="#">す。）</a>
12～20 (略)	(略)

## 第1章 総則

第1条～第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～10 (略)	(略)
11 利用回線	当社のIP通信網サービス契約約款別冊（オープンコンピュータ通信網サービス）に規定する第6種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー7に係るものに限りま <a href="#">す。）</a> 、IP通信網サービス契約約款別冊(NTT Com ひかり電話サービス)に規定する NTT Com ひかり電話サービス（コース2に係るものに限りま <a href="#">す。）</a> 、Universal One サービス契約約款（第1編）に規定する Universal One サービス（光一括提供型に係るものに限りま <a href="#">す。）又は Universal One サービス契約約款（第6編）に規定するクローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリー2のクラス8に係るものに限りま</a> <a href="#">す。）の加入者回線</a> であって、テレビオプション伝送サービス契約に係るもの
12～20 (略)	(略)

## テレビオプション伝送サービス利用規約 【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日	2022年7月1日～
<p>第4条～第7条（略）</p> <p>（契約申込の承諾）</p> <p>第8条 当社は、テレビオプション伝送サービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。</p> <p>2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1) テレビオプション伝送サービス契約の申込みをした者が、そのテレビオプション伝送サービスに係る利用回線の契約を締結している者と同一の者とならない場合</p> <p>(2) テレビオプション伝送サービスを提供すること又は保守することが技術上著しく困難なとき。</p> <p>(3) テレビオプション伝送サービス契約の申込みをした者がテレビオプション伝送サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(4) <a href="#">第32条</a>（利用に係るテレビオプション伝送サービス契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。</p> <p>(5) テレビオプション伝送サービスを同一世帯以外において利用するとき（その利用回線の終端の場所が住居の用に供する場所である場合に限り、）又は同一の場所以外において利用するとき（その利用回線の終端の場所が住居の用に供する場所以外である場合に限り、）。</p> <p>(6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。</p>	<p>第4条～第7条（略）</p> <p>（契約申込の承諾）</p> <p>第8条 当社は、テレビオプション伝送サービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。</p> <p>2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1) テレビオプション伝送サービス契約の申込みをした者が、そのテレビオプション伝送サービスに係る利用回線の契約を締結している者と同一の者とならない場合</p> <p>(2) テレビオプション伝送サービスを提供すること又は保守することが技術上著しく困難なとき。</p> <p>(3) テレビオプション伝送サービス契約の申込みをした者がテレビオプション伝送サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(4) <a href="#">第34条</a>（利用に係るテレビオプション伝送サービス契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。</p> <p>(5) テレビオプション伝送サービスを同一世帯以外において利用するとき（その利用回線の終端の場所が住居の用に供する場所である場合に限り、）又は同一の場所以外において利用するとき（その利用回線の終端の場所が住居の用に供する場所以外である場合に限り、）。</p> <p>(6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。</p>
<p>第9条～第10条（略）</p>	<p>第9条～第10条（略）</p>

## テレビオプション伝送サービス利用規約 【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日

- (テレビオプション伝送サービス契約に係る権利の譲渡)
- 第 11 条 テレビオプション伝送サービス契約に係る権利（テレビオプション伝送サービス契約者がテレビオプション伝送サービス契約に基づいてテレビオプション伝送サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。
- 2 テレビオプション伝送サービス契約に係る権利の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属テレビオプション伝送サービス取扱所に請求していただきます。ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。
- 3 当社は、前項の規定によりテレビオプション伝送サービス契約に係る権利の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。
- (1) テレビオプション伝送サービス契約に係る権利を譲り受けようとする者がテレビオプション伝送サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。
- (2) テレビオプション伝送サービス契約に係る権利の譲渡が、その利用回線に係る [I P 通信網サービス利用権に係る](#) 利用権の譲渡に伴うものでないとき。
- (3) テレビオプション伝送サービス契約に係る権利の譲渡を譲り受けようとする者がそのテレビオプション伝送サービス契約に係る利用回線に関する [I P 通信網サービス利用権](#) を譲り受けようとする者と同一の者でないとき。
- 4 テレビオプション伝送サービス契約に係る権利の譲渡があったときは、譲受人は、テレビオプション伝送サービス契約者の有していたテレビオプション伝送サービスに係る権利及び義務（[第 25 条の 2（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡された債権に係る債務を支払う義務を含みます。](#)）を承継します。

第 12 条（略）

2022年7月1日～

- (テレビオプション伝送サービス契約に係る権利の譲渡)
- 第 11 条 テレビオプション伝送サービス契約に係る権利（テレビオプション伝送サービス契約者がテレビオプション伝送サービス契約に基づいてテレビオプション伝送サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。
- 2 テレビオプション伝送サービス契約に係る権利の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属テレビオプション伝送サービス取扱所に請求していただきます。ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。
- 3 当社は、前項の規定によりテレビオプション伝送サービス契約に係る権利の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。
- (1) テレビオプション伝送サービス契約に係る権利を譲り受けようとする者がテレビオプション伝送サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。
- (2) テレビオプション伝送サービス契約に係る権利の譲渡が、その利用回線に係る利用権の譲渡に伴うものでないとき。
- (3) テレビオプション伝送サービス契約に係る権利の譲渡を譲り受けようとする者がそのテレビオプション伝送サービス契約に係る利用回線に関する利用権を譲り受けようとする者と同一の者でないとき。
- 4 テレビオプション伝送サービス契約に係る権利の譲渡があったときは、譲受人は、テレビオプション伝送サービス契約者の有していたテレビオプション伝送サービスに係る権利及び義務を承継します。

第12条（略）

## テレビオプション伝送サービス利用規約 【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日	2022年7月1日～
<p>(当社が行うテレビオプション伝送サービス契約の解除)</p> <p>第13条 当社は、次の場合には、そのテレビオプション伝送サービス契約を解除することがあります。</p> <p>(1) 第17条(利用停止)の規定によりテレビオプション伝送サービスの利用を停止されたテレビオプション伝送サービス契約者が、なおその事実を解消しないとき。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、テレビオプション伝送サービスの利用を停止することが技術的に困難なとき又は当社の業務遂行上支障があるときであって、第17条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当するとき。</p> <p>2 当社は、前項に規定する場合のほか、次の場合は、そのテレビオプション伝送サービス契約を解除します。</p> <p>(1) 利用回線について、<a href="#">IP通信網</a>契約の解除、又は第3条(用語の定義)に定める<a href="#">IP通信網</a>サービスの品目又は細目以外のものへの変更があったとき。</p> <p>(2) 利用回線について、<a href="#">IP通信網サービス</a>利用権の譲渡があった場合であって、テレビオプション伝送サービス契約に係る権利の譲渡の承認の請求がないとき。</p> <p>(3) 利用回線が、移転等によりテレビオプション伝送サービスの提供区域外となったとき。</p> <p>(4) 登録一般放送事業者が、第1種契約者回線の通信相手先としてその利用回線の指定を解除したとき。</p> <p>3 当社は、前2項の規定により、そのテレビオプション伝送サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめテレビオプション伝送サービス契約者にそのことを通知します。</p>	<p>(当社が行うテレビオプション伝送サービス契約の解除)</p> <p>第13条 当社は、次の場合には、そのテレビオプション伝送サービス契約を解除することがあります。</p> <p>(1) 第17条(利用停止)の規定によりテレビオプション伝送サービスの利用を停止されたテレビオプション伝送サービス契約者が、なおその事実を解消しないとき。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、テレビオプション伝送サービスの利用を停止することが技術的に困難なとき又は当社の業務遂行上支障があるときであって、第17条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当するとき。</p> <p>2 当社は、前項に規定する場合のほか、次の場合は、そのテレビオプション伝送サービス契約を解除します。</p> <p>(1) 利用回線について、契約の解除、又は第3条(用語の定義)に定める<a href="#">電気通信</a>サービスの品目又は細目以外のものへの変更があったとき。</p> <p>(2) 利用回線について、利用権の譲渡があった場合であって、テレビオプション伝送サービス契約に係る権利の譲渡の承認の請求がないとき。</p> <p>(3) 利用回線が、移転等によりテレビオプション伝送サービスの提供区域外となったとき。</p> <p>(4) 登録一般放送事業者が、第1種契約者回線の通信相手先としてその利用回線の指定を解除したとき。</p> <p>3 当社は、前2項の規定により、そのテレビオプション伝送サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめテレビオプション伝送サービス契約者にそのことを通知します。</p>
第14条～第15条(略)	第14条～第15条(略)

## テレビオプション伝送サービス利用規約 【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日

### 第5章 利用中止等

第16条 当社は、次の場合には、テレビオプション伝送サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備（特定協定事業者及びテレビオプション伝送サービスを提供するために必要な当社以外の事業者が設置するものを含みます。以下、同じとします）の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第19条（通信利用の制限等）の規定により、テレビオプション伝送サービスの利用を中止するとき。
- (3) 利用回線に係るIP通信網サービスの利用中止を行ったとき。

2 当社は、前項の規定によりテレビオプション伝送サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをテレビオプション伝送サービス契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

2022年7月1日～

### 第5章 利用中止等

第16条 当社は、次の場合には、テレビオプション伝送サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備（特定協定事業者及びテレビオプション伝送サービスを提供するために必要な当社以外の事業者が設置するものを含みます。以下、同じとします）の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第19条（通信利用の制限等）の規定により、テレビオプション伝送サービスの利用を中止するとき。
- (3) 利用回線が利用中止となったとき。

2 当社は、前項の規定によりテレビオプション伝送サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをテレビオプション伝送サービス契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

## テレビオプション伝送サービス利用規約 【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日

(利用停止)

第 17 条 当社は、テレビオプション伝送サービス契約者が次のいずれかに該当する場合は、6 か月以内で当社が定める期間（そのテレビオプション伝送サービスの料金その他の債務（この規約の規定により、支払いを要することとなったテレビオプション伝送サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのテレビオプション伝送サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき （料金その他の債務に係る債権について、第 25 条の 2（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。
- (2) 第 32 条（利用に係るテレビオプション伝送サービス契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 利用回線等に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (4) 利用回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を利用回線等から取りはずさなかつたとき。
- (5) 登録一般放送事業者が、第 1 種契約者回線の通信相手先としてその利用回線の指定を一時的に停止したとき。
- (6) 前 5 号のほか、この規約の規定に反する行為であってテレビオプション伝送サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により、テレビオプション伝送サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をテレビオプション伝送サービス契約者に通知します。

2022年7月1日～

(利用停止)

第 17 条 当社は、テレビオプション伝送サービス契約者が次のいずれかに該当する場合は、6 か月以内で当社が定める期間（そのテレビオプション伝送サービスの料金その他の債務（この規約の規定により、支払いを要することとなったテレビオプション伝送サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのテレビオプション伝送サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第 34 条（利用に係るテレビオプション伝送サービス契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 利用回線等に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (4) 利用回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を利用回線等から取りはずさなかつたとき。
- (5) 登録一般放送事業者が、第 1 種契約者回線の通信相手先としてその利用回線の指定を一時的に停止したとき。
- (6) 前 5 号のほか、この規約の規定に反する行為であってテレビオプション伝送サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 (略)

## テレビオプション伝送サービス利用規約 【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日	2022年7月1日～
<p>第6章 通信</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(通信利用の制限等)</p> <p>第19条 テレビオプション伝送サービス契約者は、<a href="#">その利用回線に係るIP通信網サービス契約約款に定めるところにより</a>、利用回線を使用することができない場合においては、そのテレビオプション伝送サービスを利用することができないことがあります。</p>	<p>第6章 通信</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(通信利用の制限等)</p> <p>第19条 テレビオプション伝送サービス契約者は、利用回線を使用することができない場合においては、そのテレビオプション伝送サービスを利用することができないことがあります。</p>
<p>第7章 料金等</p> <p>第20条～第25条 (略)</p>	<p>第7章 料金等</p> <p>第20条～第25条 (略)</p>
<p>第5節 <a href="#">債権の譲渡</a></p> <p>(<a href="#">債権の譲渡</a>)</p> <p>第26条 <a href="#">テレビオプション伝送サービス契約者は、当社が、この利用規約規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を、当社が別に定める事業者（以下「請求事業者」といいます。）に対し、譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、テレビオプション伝送サービス契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。</a></p> <p><a href="#">(注) 本条に規定する当社が別に定める事業者は、NTTファイナンス株式会社とします。</a></p>	<p>第5節 <a href="#">削除</a></p> <p>第26条 <a href="#">削除</a></p>
<p>第8章 保守</p> <p>第27条～第29条 (略)</p>	<p>第8章 保守</p> <p>第27条～第29条 (略)</p>
<p>第9章 損害賠償</p> <p>第30条～第31条 (略)</p>	<p>第9章 損害賠償</p> <p>第30条～第31条 (略)</p>
<p>第10章 雑則</p> <p>第32条～第36条 (略)</p>	<p>第10章 雑則</p> <p>第32条～第36条 (略)</p>

## テレビオプション伝送サービス利用規約 【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日	2022年7月1日～
<p>(テレビオプション伝送サービス契約者の氏名の通知等)</p> <p>第 37 条 テレビオプション伝送サービス契約者は、登録一般放送事業者から請求があったときは、当社がそのテレビオプション伝送サービス契約者の氏名及び住所等を、その登録一般放送事業者へ通知する場合があることについて、予め了承するものとします</p> <p>2 テレビオプション伝送サービス契約者は、当社が通信履歴等そのテレビオプション伝送サービス契約者に関する情報を、当社の委託によりテレビオプション伝送サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、予め了承するものとします</p> <p>3 <u>テレビオプション伝送サービス契約者は、当社が第 25 条の 2 (債権の譲渡) の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がそのテレビオプション伝送サービス契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等、料金の請求に必要となる情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第 17 条 (利用停止) の規定に基づきそのテレビオプション伝送サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要な情報を請求事業者へ通知する場合があることについて、予め了承するものとします。</u></p> <p>4 <u>テレビオプション伝送サービス契約者は、当社が第 26 条 (債権の譲渡) の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がそのテレビオプション伝送サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社へ通知する場合があることについて、予め了承するものとします。</u></p>	<p>(テレビオプション伝送サービス契約者の氏名の通知等)</p> <p>第 37 条 テレビオプション伝送サービス契約者は、登録一般放送事業者から請求があったときは、当社がそのテレビオプション伝送サービス契約者の氏名及び住所等を、その登録一般放送事業者へ通知する場合があることについて、予め了承するものとします</p> <p>2 テレビオプション伝送サービス契約者は、当社が通信履歴等そのテレビオプション伝送サービス契約者に関する情報を、当社の委託によりテレビオプション伝送サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、予め了承するものとします</p> <p>3 <u>削除</u></p> <p>4 <u>削除</u></p>
第 38 条～第 39 条 (略)	第38条～第39条 (略)
<p>(閲覧)</p> <p>第 40 条 この規約において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は当社の Web サイト (<a href="https://www.ntt.com/personal/services/internet/hikari/ocnhikari/tv/">https://www.ntt.com/personal/services/internet/hikari/ocnhikari/tv/</a>) において閲覧に供します。</p>	<p>(閲覧)</p> <p>第40条 この規約において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は当社の Web サイト (<a href="https://www.ntt.com/business/services/network/internet-connect/ocn-business/ftth/collabop/internet/hikari/ocnhikari/option/tv.html">https://www.ntt.com/business/services/network/internet-connect/ocn-business/ftth/collabop/internet/hikari/ocnhikari/option/tv.html</a>) において閲覧に供します。</p>
<p>第 11 章 附帯サービス</p> <p>第 41 条 (略)</p>	<p>第 11 章 附帯サービス</p> <p>第41条 (略)</p>



## テレビオプション伝送サービス利用規約 【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日

2022年7月1日～

別記

### 1 テレビオプション伝送サービスの提供区域

- (1) テレビオプション伝送サービスの提供区域は、次に掲げる都道府県の区域（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。）のうち当社が別に定める区域とし、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/personal/services/internet/hikari/ocnhikari/tv.html#area>）において、その区域を掲示します。

#### 都道府県の区域

- ①北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県  
 ②富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

- (2) 当社のテレビオプション伝送サービスに係る通信は、利用回線と特定映像通信回線との間において提供します。

別記

### 1 テレビオプション伝送サービスの提供区域

- (1) テレビオプション伝送サービスの提供区域は、次に掲げる都道府県の区域（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。）のうち当社が別に定める区域とし、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/business/services/network/internet-connect/ocn-business/ftth/collabop/internet/hikari/ocnhikari/option/tv.html#area>）において、その区域を掲示します。

(略)

## テレビオプション伝送サービス利用規約 【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日	2022年7月1日～
<p>2 テレビオプション伝送サービス契約者の地位の承継</p> <p>(1) 相続又は法人の合併若しくは分割によりテレビオプション伝送サービス契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、所属テレビオプション伝送サービス取扱所に届け出ていただきます。</p> <p>(2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。</p> <p>(3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。</p> <p>(4) (1)から(3)の規定にかかわらず、テレビオプション伝送サービス契約者の地位の承継についての届出がないときは、当社は、そのテレビオプション伝送サービスに係る利用回線の <a href="#">IP通信網</a> 契約者の地位の承継の届出をもって、そのテレビオプション伝送サービス契約者の地位の承継の届出があったものとみなします。</p>	<p>2 テレビオプション伝送サービス契約者の地位の承継</p> <p>(1) 相続又は法人の合併若しくは分割によりテレビオプション伝送サービス契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、所属テレビオプション伝送サービス取扱所に届け出ていただきます。</p> <p>(2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。</p> <p>(3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。</p> <p>(4) (1)から(3)の規定にかかわらず、テレビオプション伝送サービス契約者の地位の承継についての届出がないときは、当社は、そのテレビオプション伝送サービスに係る利用回線の契約者の地位の承継の届出をもって、そのテレビオプション伝送サービス契約者の地位の承継の届出があったものとみなします。</p>
3～9の2 (略)	3～9の2 (略)

## テレビオプション伝送サービス利用規約 【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日

2022年7月1日～

### 10 支払証明書の発行

- (1) 当社は、テレビオプション伝送サービス契約者等から請求があったときは、[当社がそのテレビオプション伝送サービスに係る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き](#)、当社が指定するテレビオプション伝送サービス取扱所において、そのテレビオプション伝送サービス及び  
 付帯サービスの料金その他の債務（この規約の規定により支払いを要することとなった料  
 金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）が既に当社に支払われ  
 た旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。
- (2) テレビオプション伝送サービス契約者は、(1)の請求をし、その支払証明書の発行を受け  
 たときは、料金表第3表（付帯サービスに関する料金等）に規定する手数料及び郵送料等の支  
 払いを要します。
- (3) テレビオプション伝送サービス契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意し  
 ています。

### 10 支払証明書の発行

- (1) 当社は、テレビオプション伝送サービス契約者等から請求があったときは、当社が指定  
 するテレビオプション伝送サービス取扱所において、そのテレビオプション伝送サービス及  
 び付帯サービスの料金その他の債務（この規約の規定により支払いを要することとなった料  
 金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）が既に当社に支払われ  
 た旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。
- (2) テレビオプション伝送サービス契約者は、(1)の請求をし、その支払証明書の発行を受け  
 たときは、料金表第3表（付帯サービスに関する料金等）に規定する手数料及び郵送料等の  
 支払いを要します。
- (3) テレビオプション伝送サービス契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意し  
 ています。

11～15(略)

11～15(略)

料金表

料金表

通則 (略)

通則 (略)

第1表 料金（付帯サービスの料金を除きます。）

第1表 料金（付帯サービスの料金を除きます。）

第1類 利用料金

第1類 利用料金

1 適用

(略)

区分	内容
(1) 利用料金の適用	当社は利用料金について、1利用回線ごとに適用します。

2 料金額

料金種別	単位	料金額
利用料	1利用回線ごと	450円(税込価格 495円)

# テレビオプション伝送サービス利用規約 【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日

2022年7月1日～

第2類 [手続きに関する料金](#)

第2類 [削除](#)

1 適用

<u>区分</u>	<u>内容</u>				
<u>手続きに関する料金の適用</u>	<p><u>手続きに関する料金は、次のとおりとします。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;"><u>種類</u></th> <th style="text-align: center;"><u>内容</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"><u>譲渡承認手続料</u></td> <td><u>テレビオプション伝送サービス契約に係る権利の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考</u> <u>別記第1項1号②の都道府県の区域に属する契約者に限り、</u> <u>手続きに関する料金を適用します。</u></p>	<u>種類</u>	<u>内容</u>	<u>譲渡承認手続料</u>	<u>テレビオプション伝送サービス契約に係る権利の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</u>
<u>種類</u>	<u>内容</u>				
<u>譲渡承認手続料</u>	<u>テレビオプション伝送サービス契約に係る権利の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</u>				

2 料金額

<u>料金種別</u>	<u>単位</u>	<u>料金額</u>
<u>譲渡承認手続料</u>	<u>1 契約ごとに</u>	<u>800 円</u> <u>(税込価格 880 円)</u>

第2表 工事に関する費用（略）

第2表 工事に関する費用（略）

第3表 付帯サービスに関する料金等（略）

第3表 付帯サービスに関する料金等（略）

第2 屋内同軸配線工事に関する工事費（略）

第2 屋内同軸配線工事に関する工事費（略）

附 則（令和4年6月8日 PS事推第00928389号）  
（実施期日）

1 この改正規定は、令和4年7月1日から実施します。

## テレビオプション伝送サービス利用規約 【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日

2022年7月1日～

(吸収分割に伴う契約の取扱い)

2 当社が、次の表の左欄の規約（以下「旧規約」といいます。）の規定により締結し、令和4年5月13日付け吸収分割契約によりエヌ・ティ・ティレゾナント株式会社（以下「NTTレゾナント」といいます。）に承継された左欄の契約の規定は、この改正規定実施の日において、次の表の右欄の規約（以下「新規約」といいます。）の契約の規定によるものとします。

<p>旧規約（当社）：テレビオプション伝送サービス利用規約 テレビオプション伝送サービス契約（第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース1に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）</p>	<p>新規約（NTTレゾナント）：テレビオプション伝送サービス利用規約 テレビオプション伝送サービス契約</p>
---	--

3 旧規約により当社が締結した契約に係る提供条件等については、NTTレゾナントに承継された新規約に基づく契約において、なお従前のおりとします。

4 この改正規定実施前に旧規約の規定により生じた料金その他の債務については、旧規約の規定に従い取扱います。

5 当社は、附則4に定める債務の支払いが確認できないとき又は支払いを怠るおそれがあると判断したときは、NTTレゾナントにその旨を通知します。

6 旧規約の規定により当社に預け入れ、令和4年5月13日付け吸収分割契約によりNTTレゾナントに承継された前受金については、令和4年7月1日において、NTTレゾナントが新規約に基づいて取扱います。

7 この改正規定実施前に旧規約の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、旧規約の規定に従い取扱います。

## テレビオプション伝送サービス利用規約 【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日

2022年7月1日～

8 この改正規定実施前に当社に対し旧規約の規定により行った手続きその他の行為は、新規約の規定に基づいて行ったものとみなします。

基本的な技術的事項

物理的条件	相互接続回路	
	周波数範囲	送出電力等
C15型F型コネクタ (JEITA RC-5223A準拠)	アナログ映像信号又は <a href="#">デジタル</a> 映像信号 70MHz～770MHz及び 1032MHz～2072MHz <a href="#">(アナログ映像信号については有線一般方法の品質に関する技術基準に定める省令(平成23年総務省第95号)第21条、デジタル映像信号については同省令第10条に準拠した条件下において規定周波数配列に各映像信号及びその映像に付随する音声信号を周波数多重した電気信号)</a>	アナログ映像信号 82.0dBμ V以上 <a href="#">デジタル</a> 映像信号 68.3 dBμ V以上 (64QAM,OFDM) 72.0dBμ V以上 (TC8PSKのダウンコンバート) 73.8dBμ V以上 (256QAM) 75.0dBμ V以上 (TC8PSKのBS-IF) 72.0dBμ V以上 (QPSK)

基本的な技術的事項

物理的条件	相互接続回路	
	周波数範囲	送出電力等
C15型F型コネクタ (JEITA RC-5223A準拠)	アナログ映像信号又は <a href="#">デジタル</a> 映像信号 70MHz～770MHz及び 1032MHz～2072MHz <a href="#">(デジタル放送信号については有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令(平成27年3月20日総務省令第17号)第10条、第14条及び第18条の規定周波数配列に準拠した電気信号)</a>	アナログ放送信号 82.0dBμ V以上 <a href="#">デジタル</a> 放送信号 68.3dBμ V以上 (64QAM,OFDM) 72.0dBμ V以上 (TC8PSKのダウンコンバート) 73.8 dBμ V以上 (256QAM) 75.0dBμ V以上 (TC8PSKのBS-IF) 72.0dBμ V以上 (QPSK) <a href="#">75.0dBμ V以上</a> <a href="#">(16APSK) 72.0dBμ V以上(16APSKのダウンコンバート) 72.0dBμ V以上(8PSKのダウンコンバート)</a>